

令和2年度  
事業計画書

～ みんなで 架けよう 幸福の橋 ～

社会福祉法人 島田市社会福祉協議会

## 目 次

I 基本理念	1
II 重点項目	2
III 事業計画	5
1 法人運営関係	
2 地域福祉の推進	
3 生活支援の実施及び権利擁護に関する推進	
4 在宅介護の支援	
5 委託事業の実施	

# 令和2年度 社会福祉法人島田市社会福祉協議会事業計画

## I 基本理念

「変革の時期にある島田市社協 社協の総合力で新たな島田市社協へ」

近年の「少子高齢化」、「インターネット・AIの進行」、「働き方改革」、「消費税の増税」、「個人主義化」等の急激な社会状況の変化や、想定外の大規模な自然災害の発生等の経験を経て、社会全体にこれまでの常識の枠組みに不安感が生じています。

福祉分野も少なからず、こうした変化に影響を受けており、制度面として「地域包括ケアシステム」「地域共生社会」「生活困窮者自立支援制度」「成年後見制度」など、多様化・複雑化する諸課題に対応するため様々な取組が進められています。一方で、個々の事例においては、互助・共助力の低下に加え、家族や血縁者による支援、いわゆる自助力にも低下の傾向が見られ、家庭での「介護」「子育て」「金銭管理」など、以前は家族や血縁者によって解決された諸課題についても、行政や各種相談・支援機関が対応する事例が増加しています。

島田市社協は、従来から「地域で安心して暮らすことができるために」を理念に、福祉課題を抱える家庭への支援や、地域住民との協働の支援などを進めてまいりました。こうした支援の過程で行政や関係機関・団体、地域住民と培ってきた信頼関係やネットワークを、今後の社協の事業推進に活かしてまいります。また、全国で多発する自然災害の復興支援としての災害ボランティアセンターの活動には、多くのボランティアや協力者から社協へ期待や信頼が寄せられております。他市町への支援協力とあわせて、島田市社協としても有事の際の備えを固めてまいります。

一方で、変化の速度が速く多様化する現代社会においては、従来通りの事業手法だけでなく、これまでにない柔軟な対応や画期的な対応も求められています。令和2年度に策定を予定している新しい地域福祉活動計画（計画期間は令和3年度から7年度まで）においては、市民福祉意識調査の結果、現計画の見直し、他市町での取組、福祉施策の動向などを重ねて検討し、島田市社協の新たな指針となる計画を策定いたします。

また、職員体制や働き方を見直しすることで、職員一人ひとりが、「社協職員」としての意識や業務へのやりがいを持つことのできる職場づくりを進めます。さらに、研修や日ごろの業務経験等をとおして個々の職員の専門性を高め、島田市社協が総合力を発揮し、「地域福祉活動計画」「福祉のまちづくりセンター」の理念や構想が実現できるように努めてまいります。

元号が平成から令和に変わり、社会が新しい体制や仕組みに移行していく中、島田市社協も従来の取組や考え方にとらわれない先駆的で機動的な取組を進め、地域住民、行政、関係される多くの皆様から必要とされる組織となるよう努めてまいります。

## Ⅱ 重点項目①

### 1 地域福祉活動計画の策定から地域とともに進める事業展開へ

令和3年度から5年間の地域福祉に関する方向性や事業推進を計画する「地域福祉活動計画」を島田市の「地域福祉計画」と合同で策定します。策定にあたっては、地域住民や現場の活動者からの意見や、現在の計画の見直しを行い、これからの島田市の地域福祉の方向性を定め、必要な事業を計画します。

島田市社協が従来から取り組んできた小地域福祉活動の推進や、島田市から受託す「生活支援コーディネーター活動事業」を基軸にし、地域住民や団体と連携して福祉課題に対応する事業を進め、あわせて新たな事業にも取組を広げてまいります。

### 2 福祉課題を抱える世帯への総合的な支援の充実

福祉課題を抱える世帯には、生活困窮状態、権利を侵害されている場合などに加えて介護や子育てなどの複合的な課題を抱える世帯も少なくありません。島田市社協は島田市から受託する「生活困窮者自立支援相談事業」「成年後見制度支援体制運営事業」だけでなく、居宅介護支援や訪問介護、地域包括支援センターなどの島田市社協内の職員間での連携の強化に努めます。また、行政や関係機関などと連携し、総合的で効果的な支援ができるように努めます。

### 3 利用者の状況に合った介護サービスの充実と介護職員の確保

現在の介護保険制度では「自立支援」「重症化防止」、障害福祉サービスでも同様に「自立支援」がサービスの目標とされている。利用者の意向や体力、家庭環境などに配慮し、その人に合った目標を設定した上でサービスの提供を目指します。

介護職の人材不足は、島田市内でも深刻な状況です。島田市社協では「介護職員初任者研修」を実施し、介護職員の養成から就労支援を通じて確保を図ってまいります。島田市社協内においては、現在の介護職員が働きやすく、「やりがい」が持てる職場づくりを目指します。

### 4 働き方改革に対応した諸制度の改正から職員の「仕事の仕方改革」を目指す

働き方改革における「同一労働同一賃金」「年休5日以上取得」などへ対応するため、就業規程などを改正し、職員が安心して働きやすく、そしてモチベーションアップにつながるような職場を目指します。

また、各種アプリケーションソフトの進化から、事務処理の効率化を進めることで、職員が煩雑な事務に追われることなく、地域や在宅支援（いわゆる現場）で活躍できるよう「仕事の仕方改革」「業務改善」を目指します。

### 5 適正・適切な事務処理の実現

職員の勤務内容は、記録や報告から企画立案、さらに現金の取り扱いまで多岐にわたっています。こうした日々の事務処理を適正に行うことの積み重ねが、島田市社協の信頼や実績につながると考えます。

令和元年度には、これまでのファイリングシステムに加え、島田市社協内の事務処理を適切に執行するため「文書事務の手引き」「会計事務の手引き」を整備しました。こうした手引き等を職員に周知し、適正な事務処理を実現することで、島田市社協内外の信頼度を高めてまいります。

## II 重点項目②

### 1 島田市社会福祉大会の見直し

例年2月に福祉講演会と合わせて実施していた島田市社会福祉大会について、下記のとおり見直し（変更）をします。

#### (1) 変更理由

- ①例年2月に開催していたが、寒冷期のため参加者への負担があること、そしてインフルエンザ等の流行期であることから、参加者が参加しやすい時期へ変更したため。
- ②プラザおおりのホールを会場とし、600人前後の参加者の中、「表彰」「活動発表」「福祉講演会」を開催し、被表彰者が多くの参加者の前で表彰され、活動発表や福祉講演会を通じて参加者への福祉啓発につながった。  
その一方で、内容の固定化や参加者の確保などの課題があり、内容を見直す時期と判断した。
- ③社会福祉大会では参加者にアンケートを記入していただき、集計をする中で、大会全体や表彰の時間に関する意見があり、大会全体の構成の見直しを求められた。

#### (2) 変更後（令和2年度の開催から）

項目	従来	令和2年度～
開催時期	2月 土曜日 午後	11月 平日 午後 ※令和2年度 11/27（金）予定
会場	プラザおおり ホール	プラザおおり 大会議室
内容	①表彰 ②福祉活動発表 ③福祉講演会（著名人）	①表彰 ②福祉関係者によるシンポジウム
開催時間	13時～16時	13時30分～15時30分（予定）
来賓	島田市長、島田市議会議員、 衆議院議員、参議院議員、静岡県 議会議員、静岡県社会福祉協議会、 島田市議会議員	島田市長、島田市議会議員 （検討中）
参加者	600人	100～130人

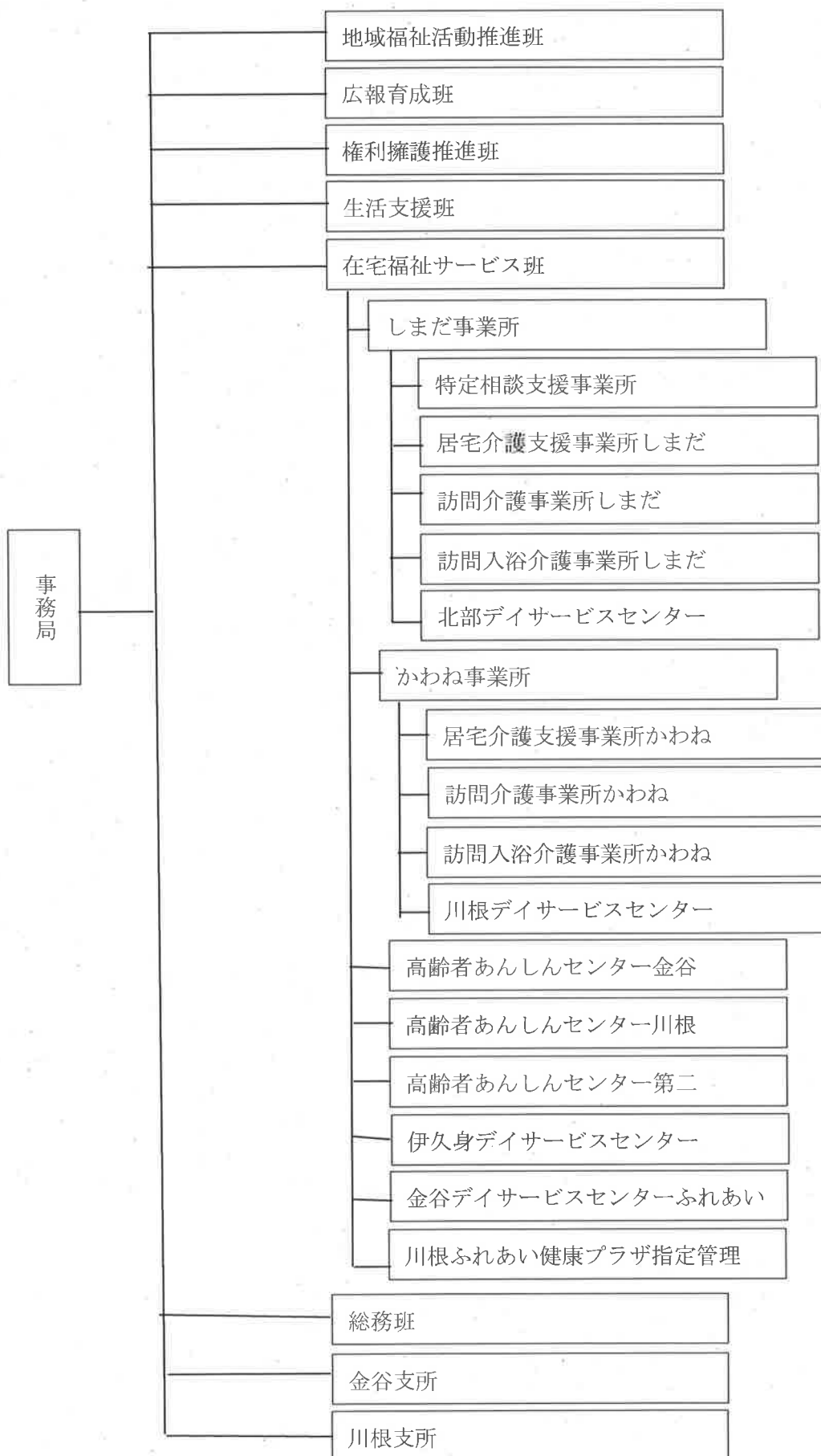
### 2 事務局組織の見直し

島田市社協の機能や機動力を強化するため、事務局組織を見直し（変更）します。

#### (1) 変更理由

- ①職員に限られる中、業務執行の最適化・効率化のため。
- ②小規模の班を基本とし、担当職員間の相談や連携の強化を図るため。
- ③迅速かつタイムリーな意思決定ができる機動力の高い体制を目指すため。
- ④金銭管理（会計処理）における牽制体制を強化するため。

(2) 事務局組織図 (令和2年4月1日)



### Ⅲ 事業計画

#### 1 法人運営関係

##### (1) 評議員会・理事会・監査の実施

会議名	時期 (予定)	審議予定事項
評 議 員 会	年 3 回	・ 令和元年度島田市社会福祉協議会事業報告、資金収支決算
		・ 令和2年度島田市社会福祉協議会補正予算 ・ 令和3年度島田市社会福祉協議会事業計画、予算 など
理 事 会	年 4 回	・ 令和元年度島田市社会福祉協議会事業報告、資金収支決算
		・ 令和2年度島田市社会福祉協議会補正予算 ・ 令和3年度島田市社会福祉協議会事業計画、予算 ・ 評議員会の招集 ・ 会長及び常務理事職務執行状況報告 など
監 査	年 2 回	・ 決算監査 (令和元年度分) ・ 中間監査 (令和2年度上半期)

##### (2) 会員・会費制度の取り組み

市社協事業への理解と協力を得るため会員・会費制度の推進を図る。

区分	時期 (予定)	取組内容
一 般 会 費	6 ~ 7 月	自治会・町内会を通じて各世帯へ依頼 (1口: 300円)
賛 助 会 費		篤志家、市役所職員、市社協職員等へ依頼 (1口: 1,000円)
団 体 会 費		福祉団体、ボランティア団体、地区社協等へ依頼 (1口: 2,000円)
施 設 会 費		福祉施設へ依頼 (1口: 5,000円)
特 別 会 費		民間企業へ依頼 (1口: 3,000円)

##### (3) 自主財源の確保

区分	時期 (予定)	取組内容
寄 附 金	年間	個人、団体、企業等からの寄附金を受付
寄 附 物 品		個人、団体、企業等からの寄附物品を受付
駐 車 場 貸 出 管 理		横井向島線の高架下を駐車場として貸出
自 動 販 売 機 管 理		北部ふれあいセンター等4か所に自動販売機を設置

##### (4) 各種研修の実施

###### ①職員対象

区分	時期 (予定)	取組内容
法 人 運 営	随時	会計、経営、労務管理等に関する研修 (参加)
地 域 支 援		地域福祉、生活困窮、権利擁護等に関する研修 (参加)
地域包括支援センター		包括支援センター職員としての研修、認知症等に関する研修 (参加)
生きがいデイサービス		介護予防、自立支援、レクリエーション等に関する研修 (参加)
介 護 関 係		介護技術、介護予防、事業所運営等に関する研修 (参加)

###### ②全体研修

区分	時期 (予定)	取組内容
全 体 研 修	10月	接遇等に関する研修

###### ③役員・評議員対象研修

区分	時期 (予定)	取組内容
役 員 研 修	年 1 回	「社会福祉協議会」「島田市の福祉」等についての研修

(5) 各種会議・委員会の開催

区分	時期（予定）	取組内容
運営会議	月1回	会長、副会長へ運営状況の報告及び事業予定の確認等
業務会議	随時	会長、常務理事と業務に関する検討
苦情解決第三者委員会	10月、3月	第三者委員への苦情の報告からサービス向上への検討
衛生委員会	年2回	(内部) 職員の健康管理に関する検討
交通安全委員会	年1回	(内部) 交通安全に関する取り組みの検討

(6) 社会福祉充実計画の実施

社会福祉充実残額を算出し、平成29年度に作成した社会福祉充実計画に基づき事業を実施する。

(7) 介護職員不足への対応

区分	時期（予定）	取組内容
介護職員初任者研修	7～9月	研修の実施及び就労支援

(8) 地域福祉活動計画の策定

区分	時期（予定）	取組内容
策定委員会	年4回	次期計画案の検討
意見収集	数回	生活支援をつなぐ会の中や団体との懇談会を実施し意見収集
現計画の評価	6～7月	職員による現計画の進捗や内容の評価

(9) 働き方改革への対応及び業務改善に向けた取組

- ①働き方改革として「同一労働同一賃金」「年休取得5日以上」に対応するため、介護労働安定センターや社会保険労務士との相談を通じて、就業規程等の改正をする。
- ②職員の事務効率の向上のため、「勤怠管理システム」などの事務処理ソフトを導入する。

(10) 関係団体との連携

市社協事業を推進するうえで、特に重要な下記の団体との連携は不可欠なため、各種会議へ出席し説明や依頼をして連携強化を図る。

- ①島田市民生委員児童委員協議会
- ②島田市自治会連合会

(11) 団体事務

①島田市共同募金委員会

区分	内容
島田市共同募金委員会運営委員会の開催	年数回開催
共同募金運動の推進	赤い羽根募金運動、歳末たすけあい募金運動の実施
助成申請の支援	施設・団体が助成申請するうえでの支援

②島田市静霊奉賛会

区分	内容
慰霊行事の支援	年3回、慰霊祭の実施
静霊神社の維持管理	今後の運営を遺族会役員と検討



## 2 地域福祉の推進

### (1) 広報育成関係

市民への福祉啓発、福祉教育の実施、ボランティア活動の推進を図る。

区分	事業名	対象	時期（予定）	説明
広報活動	①広報紙「みんなのふくしだより」の発行	市民一般	年4回	自治会・町内会を通じて広報紙を配布し、福祉情報を発信する。
	②ホームページ・フェイスブックの公開	市民一般	年間随時	市社協事業の紹介や募集に加え、フェイスブックで市社協関連事業の情報を発信する。
	③島田市社会福祉大会	市民一般	11月27日（金）	社会福祉功労者の表彰や福祉活動の発表を実施する。
	④社会福祉功労表彰	市民一般		社会福祉事業に功労のあった方々や団体を表彰する。
	⑤ふれあい広場	市民一般	10月11日（日）	各種福祉関係団体の参加（協力）のもと、福祉体験やステージ発表など交流を図る。
	⑥地区イベントへの参加	市民一般	10～11月	各地区へのイベントに参加（出展）し、市社協の周知活動を実施する。
福祉教育推進	①福祉教育推進事業	市民一般	年間随時	福祉出前講座をはじめ、手引きの作成や学校等との連絡会を開催する。
	②福祉体験学習事業	市民一般	8月	夏休み期間の体験学習や福祉のつどいを開催する。
	③福祉講演会（定期セミナー）	市民一般	年3回	身近な福祉問題について学ぶ機会として開催する。
ボランティア活動関係	①ボランティア活動推進事業	市民一般	年間随時	【事業統合】 「ボランティア相談」「ボランティア保険の取扱」「ボランティア活動の手引き作成」「ボランティア団体等連絡会」「ボランティア活動室の貸出」「ボランティア出前講座」の実施
	②運転ボランティア	市民一般	年間随時	福祉車両を運転するボランティアを必要に応じて派遣する。
	③ボランティア受入施設連絡会	各種施設	年1回	福祉施設を対象に、ボランティアに関する情報交換の機会として開催する。
	④災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	ボランティア	1月	災害発生時に円滑に運営できるように、立ち上げ訓練を開催する。
	⑤災害ボランティアコーディネーター養成講座	ボランティア	年1回	災害ボランティアセンターで活動するコーディネーターを養成する講座を開催する。
	⑥災害ボランティア連絡会	ボランティア	年4回	災害ボランティアコーディネーター等の情報交換や研修の機会として連絡会を開催する。

※令和元年度で終了

「福祉レクリエーション講座」 … 居場所連絡会の中で実施

(2) 地域福祉関係

小地域福祉活動の推進や各種団体へ補助金・助成金を交付する。

区分	事業名	対象	時期（予定）	説明
小地域福祉活動の推進	①小地域福祉活動推進連絡会	実施団体	年2回	地区社協等の情報交換や研修の機会として開催する。
	②外出支援普及・啓発講座【新規】	市民一般	年1回	移動サービスに関する法律・制度、取組事例について学ぶ機会とする。
	③居場所づくり事業「はーとちゃん家」	市民一般	毎週木曜日	「誰でも」「いつでも」「自由に」参加できる機会として居場所づくりを実施する。
	④居場所連絡会	実施団体	年2回	居場所づくりを行う団体の連絡会を開催し、情報交換や連携強化を図る。
	⑤こころに病気のある方を支える家族のつどい	市民一般	年3回	在宅の精神障害者とともに暮らす家族の交流の機会として開催する。
	⑥活動備品の貸出	市民一般	年間随時	地域活動や在宅支援のため、福祉用具やレクリエーション用具を貸出する。
補助金・助成金の交付	①地区社協補助金	地区社協	6月	地区社協の運営や活動のための補助金
	②福祉団体等補助金	福祉団体等	6月	福祉団体等の活動支援のための補助金
	③ボランティア活動推進補助金	ボランティア団体	6月	ボランティア団体の活動支援のための補助金
	④地域ふれあい活動等補助金	実施団体	6月	「高齢者ふれあいサロン」「子育てサロン」「地区福祉の会」の活動への補助金
	⑤居場所づくり事業補助金	実施団体	年間随時	居場所づくり事業を行う団体への活動支援のための補助金
	⑥地域福祉活動外出支援助成事業	実施団体	年間随時	各種福祉団体が外出事業を実施した際の車両の借上料の一部を助成する。
	⑦ボランティア・地域福祉活動団体資機材購入費助成	実施団体	8月～1月	各種福祉団体が活動に必要な資機材を購入する際に一部を助成する。

### 3 生活支援の実施及び権利擁護に関する推進

#### (1) 生活援護

生活に課題を抱える家庭への支援をする。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①福祉総合相談	市民一般	年間随時	生活困窮者や高齢者、障がいのある人等、生活に困難を抱える人の相談に応じる。
②小口資金貸付	市民一般	年間随時	低所得世帯へ一時的に必要な生活費を貸付ける。（1世帯10万円上限、要連帯保証人）
③生活援護費貸付	市民一般	年間随時	低所得世帯へ一時的に必要な生活費を貸付ける。（1世帯3万円上限）
④高額療養費貸付	市民一般	年間随時	医療費が高額となり経済的な支援が必要な世帯へ保険適用分に該当する資金を貸付ける。
⑤生活福祉資金貸付 ※静岡県社協から受託	市民一般	年間随時	総合支援資金等、県社協の資金貸付窓口業務を行う。
⑥就労応援	市民一般	年間随時	就職活動費用の支出が困難な人へ履歴書作成費や交通費等を支援する。
⑦ライフライン復旧支援	市民一般	年間随時	電気・ガス・水道が停止などしている世帯へ代金を本人に代わり支払いをする。
⑧緊急食糧支給（商品券）	市民一般	年間随時	低所得世帯へ緊急的な支援が必要でフードバンクでは対応できない場合に支給する。
⑨歳末たすけあい運動	市民一般	12月	歳末たすけあい募金を活用し、支援が必要な世帯へ「年越し支援金」を贈呈する。

#### (2) 権利擁護

島田市社協として権利擁護体制を整備する。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①権利擁護相談	市民一般	月1回	リーガルポータル静岡支部の協力のもと司法書士による成年後見制度等の相談を実施する。
②法人後見	家庭裁判所から 審判された人	年間随時	家庭裁判所から選任を受け、法人として成年後見業務を行う。

#### 4 在宅介護の支援

##### (1) 介護保険事業

高齢者の在宅生活及びその家族を支援するため各種事業を展開する。

事業名	事業所	対象者	説明
①居宅介護支援	しまだ かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	ケアマネジャーによる相談及びサービス計画の作成をする。
②訪問介護（総合事業訪問介護）	しまだ かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	ホームヘルパーによる身体介護、生活援助のサービス提供をする。
③訪問入浴（介護予防訪問入浴）	しまだ かわね	要介護・要支援認定者	入浴車で各家庭を訪問し、入浴サービスを提供する。
④地域密着型通所介護※	北部	要介護・要支援・総合事業対象者	入浴や食事の提供、機能訓練やレクリエーション等のサービスを提供する。
⑤通所介護（総合事業通所介護）※	かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	入浴や食事の提供、機能訓練やレクリエーション等のサービスを提供する。
⑥おでかけデイサービスさくら	かわね	要支援認定者・総合事業対象者	介護予防のため、体操や運動を中心としたサービスを提供する。
⑦指定介護予防支援	第二包括、金谷包括、川根包括	要支援認定者・総合事業対象者	地域包括支援センター職員による相談及びサービス計画の作成をする。

※島田市からの指定管理事業

##### (2) 障害福祉サービス事業

障がいのある人の在宅生活及びその家族を支援するため各種事業を展開する。

事業名	事業所	対象者	説明
①居宅介護	しまだ かわね	障がいのある人	ホームヘルパーによる身体介護、家事援助のサービス提供をする。
②重度訪問介護	しまだ かわね	障がいのある人	重度の肢体不自由等、常に介護を必要とする人にサービスを提供する。
③同行援護	しまだ	視覚障がいのある人	視覚障がいのある人の外出時にガイドヘルプなど必要なサービスを提供する。
④特定相談支援	しまだ	障がいのある人	障がいのある人が適切なサービス利用ができるようにサービス計画を作成する。

##### (3) 独自事業

市社協として独自にサービスを展開し、高齢者の生活を支援する。

事業名	事業所	対象者	説明
①介護保険対象外生活支援サービス	しまだ かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	通院時の付き添いなどのサービスを提供する。

## 5 委託事業の実施

### (1) 島田市からの委託事業

島田市から委託を受けた事業を推進する。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①地域包括支援センター	高齢者	年間実施	「第二中」「金谷中」「川根中」学区で実施。高齢者の総合相談窓口としての対応をはじめ「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント支援」「小地域ケア会議」「介護予防普及啓発」等を実施する。
②重度障害者等移動支援車両貸出事業	障がいのある人等	年間実施	車いす等で生活のため、公共交通機関の利用が困難な人へ福祉車両を貸出する。
③家族介護者交流事業	介護者	年間実施	在宅で高齢者を介護する人へ交流や学習、リフレッシュの機会をつくる。
④生活支援コーディネーター活動事業	市民一般	年間実施	高齢者の生活を支えるためのサービス開発をはじめ担い手の育成、市民理解を促進する講演会の開催、地域での話し合いの機会をつくり、支えあいの輪を広げる。
⑤生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業	生活困窮者	年間実施	個々の状況にあわせた相談対応をし、就労や社会参加に向けて支援をする。また、家計改善支援事業では、家計を含めた相談支援を実施する。
⑥成年後見制度支援体制運営事業	市民一般	年間実施	相談支援や広報啓発などを行い、成年後見制度の利用促進を図り、高齢者や障がいのある人の権利擁護に関する支援体制を整備する。
⑦生活支援員派遣事業	総合事業対象者	年間実施	買い物、調理、掃除、洗濯等を利用者とともに行うサービスを提供する。
⑧移動支援事業	障がいのある人	年間実施	屋外への外出が困難な障がいのある人へ、外出支援をする。
⑨障害者訪問入浴サービス事業	障がいのある人	年間実施	障がいのある人で在宅での入浴が困難な世帯へ訪問入浴サービスを提供する。
⑩生きがい活動支援通所事業	介護保険の認定を受けていない高齢者	金谷 月～金曜日 伊久身 月・水・金	レクリエーションや体操等を通じて介護予防を図るサービスを提供する。
⑪川根介護予防拠点施設「ふれあい健康プラザ」※	高齢者	年間実施	介護予防や健康増進の拠点として、施設の管理や運営を行う。

※島田市からの指定管理事業（令和2年度から3年間）

### (2) 静岡県社会福祉協議会からの委託事業

静岡県社会福祉協議会から委託を受けた事業を推進する。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①日常生活自立支援事業	高齢者や障がいのある人で判断能力が不十分な人	年間実施	個々の支援計画に基づき、福祉サービス利用援助を基本とした支援をする。

※令和元年度で終了

「子どもの居場所づくり」 … 島田市の方針変更

